

第3章

空き家等対策の方針

第3章 空き家等対策の方針

【法第7条第2項第1号: 空き家等に関する対策の基本的な方針】

(1) 空き家等対策の基本的な方針

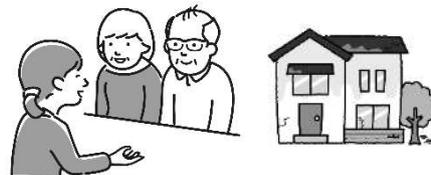
現在、本市では、空き家等の増加が確認されており、今後、高齢化の進展や人口減少を背景として、さらなる増加が見込まれることから、空き家等の状態になる前の段階から有効活用や適切な管理を促進するため、有効性のある対策を実践していきます。

周辺の生活環境や景観への影響を与える空き家問題は地域社会全体の問題であることから、空き家等の所有者等のもとより、市民等、事業者、市が相互に連携して、総合的に取組を進めていきます。

基本方針

I 空き家等の「発生抑制・空き家期間の短縮」

「空き家にしない」との意識の醸成を図るため、住宅等の所有者やその家族等に対して、様々な機会を捉え、セミナーや相談会の開催、パンフレットの配布などの方法により、情報提供や啓発活動等を進めていきます。



II 空き家等の「活用促進」

空き家等の相続人や推定相続人に対して、「空き家等は早期に活用する」との意識の醸成を図ります。また、空き家等の流通・活用を促進する取組を進めていきます。



III 空き家等の「適切な管理・除却の促進」

空き家等の所有者等に対して、管理の意識を醸成し、適切な管理の促進を図るとともに、地域コミュニティでの「空き家等を放置しない」との意識の醸成に努めます。また、活用が困難な空き家等の除却に関する情報提供や支援のあり方について検討します。



(2) 主体別役割

空き家等は、第一義的には所有者等の責任で維持管理されるものですが、様々な理由により適切に管理されていない空き家等が、市民等の生活環境に影響を及ぼしていることから、空き家等の問題を地域社会の問題と捉え、空き家等の所有者等、市民等、事業者及び市が協力し、それぞれの役割のもとで空き家等対策に取り組みます。

① 空き家等の所有者等

- ・ 空き家等の所有者等（※）は空き家等が放置されたままにならないように、自らの責任において、適切な管理、活用、流通等に努めるとともに、相続登記など必要な手続きを速やかに行うよう努めます。
- ・ また、自ら解決を図ることが難しい場合は、市や事業者の相談窓口へ相談を行い、早期の解決に努めます。

※空き家等の所有者等とは、空き家等の所有者のほか、管理者（賃借人、成年後見人、相続財産清算人等）、相続人、推定相続人等のこと。



② 市民等（近隣住民・地域コミュニティ）

- ・ 近隣住民は、管理不全空き家等を発見した時には、市への速やかな情報提供が期待されます。また、自治会等の地域コミュニティは、住みよい環境の実現に向けて、空き家等の所有者等と親しい関係性の構築、市への相談及び情報提供が期待されます。



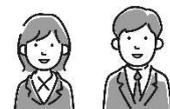
③ 事業者（空き家等に関する専門家団体・民間事業者等）

- ・ 空き家等に関する専門家団体は、空き家等の所有者等からの相談に対し、専門的な視点から啓発・支援等に努めます。
- ・ 民間事業者等は、空き家等の所有者等からの相談・依頼に対し、空き家等の適切な管理、除却、活用などに取り組みます。



④ 市

- ・ 市は、市民等から情報提供があった空き家等の実態把握に努めるとともに、市民等や事業者との連携を図り、空き家等の所有者等に対して、啓発・支援等を行います。
- ・ また、管理不全空き家等の所有者等に対して、法及び条例に基づく空き家等対策に取り組みます。



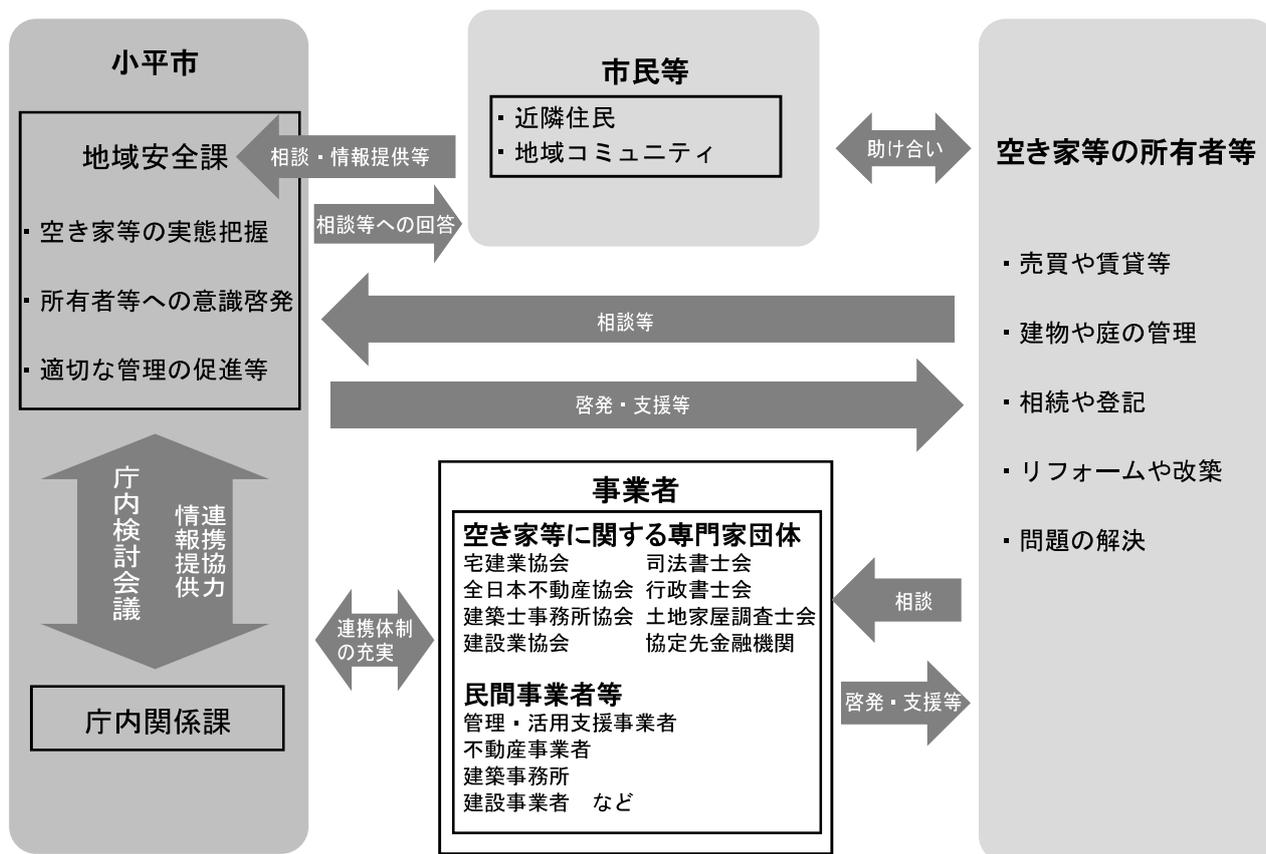
(3) 対策を推進するための連携体制

【法第7条第2項第7号：住民等からの空家等に関する相談への対応に関する事項】

【法第7条第2項第8号：空家等に関する対策の実施体制に関する事項】

空き家等対策を円滑に進めるために、関係する様々な主体による連携体制の整備を図ります。

図表 37 空き家等対策での連携体制のイメージ



図表 38 空き家等対策の推進に関する庁内検討会議・関係課一覧

	課名	業務内容
1	地域安全課	空き家等対策全般
2	政策課	計画調整
3	行政経営課	組織調整
4	防災危機管理課	防災・防火対策
5	税務課	固定資産税・都市計画税に関すること
6	市民協働・男女参画推進課	地域連携
7	産業振興課	空き店舗対策
8	生活支援課	民生委員・児童委員及び社会福祉協議会との連携
9	地域包括ケア推進担当課長	高齢者施策
10	環境政策課	害獣・害虫等対策
11	資源循環課	ごみ処理対策
12	都市計画課	住宅施策
13	建築指導課	旧耐震基準の木造住宅対策等
14	道路課	市道の管理